

プレスリリース



2020年8月28日

報道関係各位

学校法人北里研究所と東京都との 新型コロナウイルス感染症対策に関する連携協定の締結について

学校法人北里研究所（東京都港区白金 以下「本学」という）と東京都は、今なお感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策として、東京都と都内の研究機関や大学等高い機能を有する様々な機関が有機的に連携を図り、そこで得られた知見等を都民及び都政に還元していく必要があるという東京都の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に関する連携協定（以下「本協定」という）を本日2020年8月28日に締結いたしました。本協定の締結は、一世紀以上にわたる基礎研究・創薬の実績を有し、新型コロナウイルス感染症に対する既存承認薬探索研究や、新型コロナウイルス感染症治療薬として期待されているイベルメクチン^{*1}の医師主導型治験（9月開始予定）、除菌剤・消毒剤の効果確認など新型コロナウイルス感染症に関する様々な研究プロジェクト「COVID-19 対策北里プロジェクト」を展開している本学の研究実績や今後の取り組みが、東京都の掲げる方針に合致し、都民及び都政をはじめ、広く社会に貢献できると判断したこと、また新型コロナウイルス感染症に対しさらに強固な研究体制を作り上げ、効果的な対策を推進することを目的として締結するものです。

*1：2015年のノーベル生理学医学賞を受賞した大村智北里大学特別荣誉教授らが発見したマクロライド系抗生物質。動物薬として寄生虫駆除に用いられているほか、オンコセルカ症（河川盲目症）やリンパ系フィラリア症など寄生虫感染症薬として南アフリカを中心に2019年は約4億人が投与を受けている。

協定の目的

本協定は、新型コロナウイルス感染症から東京都民の命と健康を守り、まん延防止等の対策をより効果的に推進するため東京都と本学が相互に連携・協力することを目的としています。これにより、新型コロナウイルス感染症にかかる調査分析・研究開発の推進や調査・研究成果の発信、人材育成及び普及啓発など相互に連携・協力し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいきます。

具体的な連携内容について

現在、本学で推進している「COVID-19 対策北里プロジェクト」では、新型コロナウイルス感染症に対する既存承認薬探索研究をはじめ、9月から実施予定であるイベルメクチンの医師主導型治験や、除菌剤・消毒剤・医薬部外品等の効果確認など、新型コロナウイルス感染症に関する様々な研究を実施し、成果を挙げています。本学では、そうした成果を活用し、東京都に対して具体的な連携内容を提案していく予定です。また本協定の締結により、東京都の持つリソースや環境を活かした都市環境下での感染拡大防止に関する研究の促進など、東京都との連携により「COVID-19 対策北里プロジェクト」がさらに発展・促進することが期待されます。

参考資料

令和2年8月28日 東京都政策企画局報道発表資料「東京都と北里研究所との新型コロナウイルス感染症対策に関する連携協定の締結について」

問い合わせ先

学校法人北里研究所

総務部広報課

〒108-8641 東京都港区白金 5-9-1

TEL : 03-5791-6422

e-mail : kohoh@kitasato-u.ac.jp

◎北里研究所は法人の理念^{*2}に則り「COVID-19 対策北里プロジェクト」を通じて、新型コロナウイルス治療薬の早期探索等を推進しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.kitasato.ac.jp/jp/about/activities/covid-19/index.html>

*2：学校法人北里研究所の理念：いのちを尊（たつ）び、生命の真理を探究し、実学の精神をもって社会に貢献する。

本プレスリリースは、文部科学記者会、厚生労働記者会に同時にご連絡しております。

以 上

学校法人北里研究所と同時発表しています。

令和2年8月28日
政策企画局

東京都と北里研究所との新型コロナウイルス感染症対策に関する 連携協定の締結について

このたび、東京都と学校法人北里研究所との間において、「新型コロナウイルス感染症対策に関する連携協定」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 協定の目的

本協定は、新型コロナウイルス感染症から都民の命と健康を守り、まん延防止等のための対策をより効果的に推進するため、東京都と北里研究所が相互に連携・協力することを目的とする。

2 協定の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる調査分析・研究開発の推進、調査・研究成果の発信、人材育成及び普及啓発その他本協定の目的を達成するために必要な取組について連携・協力して進めるものとする。

3 協定締結日

令和2年8月28日

<問い合わせ先>

政策企画局政策調整部政策調整課 大塚
内線 21-321 直通 (03)5388-2193

新型コロナウイルス感染症対策に関する連携協定書

東京都（以下「甲」という。）と学校法人北里研究所（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新型コロナウイルス感染症から都民の命と健康を守り、まん延防止等のための対策をより効果的に推進するため、甲及び乙が相互に連携・協力することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、新型コロナウイルス感染症にかかる調査分析・研究開発の推進、調査・研究成果の発信、人材育成及び普及啓発その他本協定の目的を達成するために必要な取組について連携・協力して進めるものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲乙協議のうえ更新できるものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項で必要が生じた場合には、その都度、協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年8月28日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都港区白金五丁目9番1号
学校法人北里研究所
理事長 小林 弘祐